

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・IT実装支援：カルテ情報や作業履歴の電子化を進め、データ共有の効率化を図ります。
- ・専門人材マッチング：美容・福祉の知見を持つ専門人材との連携を促進し、地域社会に貢献します。
- ・健康経営に関する取組：女性スタッフ100%の職場として、健康管理・メンタルケア・働き方の柔軟化を推進し、全てのスタッフが安心して働ける環境づくりを行っています。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

当社では、訪問美容サービスの業務委託において、取引先と協議の上、適正な対価を設定しています。

手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

当社では、すべての支払いを現金または振込で行い、手形は使用していません。

知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用し

たノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

当社は、美容・福祉分野におけるサービスマニュアルや技術情報について、相互の知的財産を尊重し、適正に取り扱っています。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

当社は、委託先の働き方を尊重し、業務量や納期設定に無理のない体制づくりを行っています。

その他（任意記載）

当社が関わる全ての協力事業者に対し、適正な契約・支払・情報共有を徹底し、美容・福祉サービスの品質を高めながら持続可能な協働関係を構築します。また、サプライチェーン全体での取組を共有し、地域社会・高齢者支援にも寄与します。

令和7年11月13日

訪問美容おひさま

代表 三宅久美子